

簡易入札（見積競争）公告

1. 簡易入札（見積競争）に付する事項
機械第6実験棟トイレ改修工事
2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しないものであること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - ② 簡易入札時において、国土交通省から指名停止処分を受けていない者であること。
 - ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、官公庁、独立行政法人及び教育・研究機関等における本件に類する履行実績を有し、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 契約条項を示す場所
〒181-0004 東京都三鷹市新川6-38-1
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係
TEL 0422-41-3489
FAX 0422-41-3242
MAIL kani_keiyaku@m.mpat.go.jp
4. 簡易入札説明会を開催の有無 無
5. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書の配付場所
説明事項はHP掲載、仕様書は添付ファイルのとおり
6. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書に対する質問の受付
質問は、文書（書式自由。ただし、A4版とする。）により行うものとし、持参、郵送（ただし、受付期間内に必着のこと。）、FAX、MAILのいずれの方法でも可能とする。
ただし、FAXの場合は着信を確認すること。なお、文書には、回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。
 - ① 担当部署 3. と同じ
 - ② 質問の受付期間
令和8年 1月 23日 (金) 10時00分から
令和8年 1月 27日 (火) 16時00分まで
(持参の場合は、期間中の土・日・祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで)
7. 見積書の提出方法、提出先及び提出期限（※必ず見積書の原紙を提出すること）
提出方法：簡易入札執行に関する説明事項による。
提出先：3. と同じ
提出期限：令和8年 1月 28日 (水) 12時00分まで
なお、見積書の提出は、2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合に対応できる体制であること。
8. 簡易入札保証金に関する事項
免除
9. 見積書の無効
本公告2. に示した競争参加資格の無い者が提出した見積書及び見積競争に関する条件に違反した見積書は無効とする。
10. その他
 - ① 契約保証金に関する事項 免除
 - ② 見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から見積書の提出を求め、再度の見積競争をする。
再度の見積競争をもっても予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から、見積書を再々度の提出を求めることがある。
 - ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

令和8年 1月 22日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 海上技術安全研究所長 平田 宏一 (公印省略)

※本件に関するお問い合わせ先
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係

仕様書

1. 件名

機械第6実験棟トイレ改修工事

2. 概要

機械第6実験棟のトイレは階段下に設置されており、老朽化しているため、これを改修するものである。

3. 仕様

以下の仕様を満たすこと。

3.1 洗面台の改修

既設の洗面台を撤去し、新規に設置する。

- ・洗面台はカウンター式洗面台 MVRS45P#NW1相当品とする。
- ・水栓は、台付自動水栓 TLE28SS1W相当品とし、発電式であり、更に日あたりの使用回数の下限が無いものを選定すること。
- ・水道管の配置調整含む。

3.2 便座の交換

既設便座を、下記を満たすTOTO SS1 TCF662#NW1相当品に交換する。

項目	要件
便ふた	あり
施工方式	上面施工
熱交換器タンク方式	瞬間式
定格消費電力	1.3kW以下

3.3 換気扇の改修

既設の換気扇を撤去し、Panasonic FY-08PDL9相当品に交換する。

3.4 照明の改修

既存の照明を撤去し、XFX210AENLE9相当品(富士型直管20型)とWTK12749W相当品に交換する。

3.5 電路の新設

- ・ウォシュレット用に配電盤から電路を新規敷設する。
- ・建物はRC構造であるため、新設電路は原則としてモールで覆った露出配線とする。

- ・経路は配電盤から見て西側の壁を経由して敷設する。
- ・見栄えに配慮し、原則、水平・直線で施工する。
- ・建屋構造の略図は別添を参考にすること。

3.6 床張り

トイレの床の内、既設の金属フタ部分除いた全面に対し、抗菌仕様の床用塩ビシート貼り付ける。施工場所の略図は、別添を参考にすること。

3.7 窓の改修

現在取り付けられている引違窓の寸法は幅約1.2m、高さ約0.6mである。

- ・現状の窓枠部分を残し、撤去すること。
- ・残した窓枠にカバー工法にてサッシ枠を取り付け、サッシ廻りのコーティングをすること。
- ・窓ガラスには板ガラス（4mm厚以上）を使用する。
- ・引違窓部分にはガラスサッシとともに、外側に可動式網戸を取り付けること。
- ・ブラインドを設置すること。

3.8 扉の交換

- ・既設の扉（幅約0.8m、高さ約1.9m）を撤去し、アルミ製ガラリ付きの扉に交換する。木材を使用する場合は塗装を行う。
- ・ドアクローザーの交換を行う。
- ・扉には表示錠（非常解錠機能付）を設置する。
- ・床の施工後、問題なく開閉できるように適切に調整すること。

4. 一般摘要事項

- (1) 本仕様書に記載無き事項については、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」によること。
- (2) 作業順序・方法及び実施期間等については、監督職員と協議の上、承認を得ること。
- (3) 作業に伴い発生した廃材等は所外に搬出し、関係法令等に従い適切に処分すること。
- (4) 安全に留意し、関係法令等に従い事故の防止に努めること。
- (5) 必要に応じ、作業箇所及びその周囲に適切な方法により養生を行うこと。
- (6) 既存構造物等を破損及び汚損した場合には、請負者の責任において原状に復すること。
- (7) 本仕様に記載されていない事項で、疑義の生じた場合は、監督職員と協議すること。

5. 納期

令和8年3月24日

6. 作業場所

東京都三鷹市新川 6-38-1

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所
機械第6実験棟

7. 提出書類

完成図書1部（工事写真を含む）

8. 監督

監督職員が必要と認める事項について適宜監督を行う。

監督職員：工藤潤一

9. 検査

完了後に、検査職員が仕様に基づき検査を行う。

以上

別添

(単位m)



床シート
新規敷設箇所

